

厚生委員会報告資料

令和8年10月8日

報告事項件名	頁
1 障がい福祉センター幼児発達支援室（ひよこ）千住分室の今後の方針について・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 足立区認知症施策推進計画の骨子案等について・・・・・・・・・・	4
3 足立区地域包括支援センター西新井本町における現受託法人からの業務委託契約の終了の申し出および後任受託法人の選定について・・・・・・・・	13
4 足立区高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画策定に伴う中間報告について・・・・・・・・・・・・・・・・	15
5 令和7年度の介護保険料の収納率及び差押人数・金額等について・・・・・・・・	17
6 「生活保護相談における窓口対応の検証」及び「相談窓口の録音」に関する再検証の答申に対する検討について・・・・・・・・・・	19

(福祉部)

厚生委員会報告資料

令和8年10月8日

件名	障がい福祉センター幼児発達支援室（ひよこ）千住分室の今後の方針について																																													
所管部課名	福祉部 障がい福祉センター																																													
内容	障がい福祉センター幼児発達支援室（ひよこ）千住分室は、あしすと（西新井）の幼児発達支援室個別外来指導の慢性的な混雑を緩和するため、令和4年度から臨時的に開設し、開設期間も「令和7年4月に開設予定の新児童発達支援センター（旧千寿第五小学校用地）の運営状況をみて判断する」としてきた。標記分室の今後について、次のとおり進める方針であるので報告する。 1 今後の方針 令和9年3月末で閉室する。 2 理由 （1）利用児童数等が減少し区内全利用者の個別外来指導をあしすと（西新井）で対応できる状況にあること。 【参考】個別外来指導回数の推移 ①千住分室の利用児童数及び外来指導件数は令和5年度をピークに減少傾向に転じている。 ②利用児童数及び外来指導件数全体は令和6年度をピークに減少傾向に転じている。 ③あしすと（西新井）の建物内の個別外来指導室にも空きがあり、区内全利用者を西新井で対応できる状況にある。 <table><tr><td></td><td>元年度</td><td>2年度</td><td>3年度</td><td>4年度</td><td>5年度</td><td>6年度</td><td>7年度</td><td>8年8月末</td></tr><tr><td>利用児童数(名)</td><td>1,072</td><td>1,120</td><td>1,267</td><td>1,227</td><td>1,173</td><td>1,181</td><td>987</td><td>557</td></tr><tr><td>うち千住分室</td><td></td><td></td><td></td><td>120</td><td>152</td><td>132</td><td>93</td><td>45</td></tr><tr><td>指導回数(回)</td><td>10,624</td><td>9,203</td><td>8,050</td><td>11,078</td><td>11,102</td><td>11,558</td><td>9,628</td><td>3,148</td></tr><tr><td>うち千住分室</td><td></td><td></td><td></td><td>1,302</td><td>1,636</td><td>1,554</td><td>970</td><td>※216</td></tr></table> ※令和8年8月末千住分室指導回数216回には7・8月分(78回、西新井で実施)を含む （2）千住分室の利用児童（45名）のうち44名が、7月以降、あしすと（西新井）で個別外来指導を実施できており、残る1名の方も別の児童発達支援事業所を利用することとなったこと。 （3）7月上旬に天井崩落があるなど建物が老朽化しており、復旧工事には時間も費用も要すること。		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年8月末	利用児童数(名)	1,072	1,120	1,267	1,227	1,173	1,181	987	557	うち千住分室				120	152	132	93	45	指導回数(回)	10,624	9,203	8,050	11,078	11,102	11,558	9,628	3,148	うち千住分室				1,302	1,636	1,554	970	※216
	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年8月末																																						
利用児童数(名)	1,072	1,120	1,267	1,227	1,173	1,181	987	557																																						
うち千住分室				120	152	132	93	45																																						
指導回数(回)	10,624	9,203	8,050	11,078	11,102	11,558	9,628	3,148																																						
うち千住分室				1,302	1,636	1,554	970	※216																																						

- (4) 東京みらい児童発達支援センターでも利用者を受け入れる態勢が安定してきていること。

【参考】東京みらい児童発達支援センターの利用児童数の推移

	8 年 3 月 末	8 年 4 月 末	8 年 7 月 末
1 週あたりの利用児童数 (定員に対する充足率)	169 名 (48.2%)	176 名 (50.2%)	218 名 (62.2%)

- (5) 東京みらい児童発達支援センターでは、令和 9 年夏ころまでに、千住地域を含むルートで送迎バスの運行開始を予定していること。

3 今後の進め方

- (1) 現在の利用児童（44 名）への対応

今年度で終了予定（年長児）の 22 名の方も含め、今後の方針について説明を行う。

- (2) 利用希望に応じた対応

児童の状況や保護者の利用希望に応じて適切な支援事業所を案内していく。

厚生委員会報告資料

令和8年10月8日

件 名	足立区認知症施策推進計画の骨子案等について
所管部課名	福祉部 高齢者施策推進室 高齢者はつらつ支援課
内 容	足立区認知症施策推進計画の骨子案と今後の予定について、以下のとおり報告する。 1 計画策定の趣旨 (1) 令和8年4月、基本計画のテーマ『やりたいことが叶うまち』実現のため、「足立区認知症とともにいつまでもこのまちで条例」（以下、「条例」という）を施行した。 (2) 条例で示した、「認知症になっても「やりたいこと」を諦めずに挑戦する意欲を持つことができるまち、本人や家族等が安心して住み続けられるまちの実現」を目指し、これまで区が実施してきた認知症施策を発展させ、総合的かつ計画的に推進するため、足立区認知症施策推進計画を策定する。 (3) 計画では、「新しい認知症観※」に基づき、認知症の診断前後でも安心感が持て、認知症の人が地域の中で自分らしく暮らしていけるような支援体制について記述する。 ※ 認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人一人が個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望をもって自分らしく暮らし続けることができるという考え方。 2 計画の基本理念・目標 (1) 基本理念 認知症になっても「やりたいこと」を諦めずに挑戦する意欲を持つことができるまち、そしてその家族等も安心して住み続けられるまちの実現。 (2) 目標（基本理念実現のため、3つの目標を設定） 目標1 認知症の人の想いの発信・社会参加の機会を確保し、やりたいことへの挑戦につなげる。（条例前文、第3条－1） 目標2 認知症を理解し、区民一人ひとりがお互いの人格や個性を尊重し、地域で支え合う。（第3条－2、3、5） 目標3 本人、家族等をはじめとした区民が認知症に早期に気付き、適切な支援につながる。（第3条－4） 3 計画の骨子案 別紙の通り 4 計画期間 計画期間は6年間とし、国・都の計画改定や社会状況の変化を踏まえ、適宜必要な見直しを行う。

5 今後の予定

- (1) 令和8年11月初旬まで 計画案を作成
- (2) 令和8年11月25日から12月25日 パブリックコメント実施
- (3) 令和9年1月から2月 パブリックコメント結果と対応報告
- (4) 令和9年3月 計画策定

足立区認知症施策推進計画：骨子（案）

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

（１）「足立区認知症とともにいつまでもこのまちで条例」について

ア 区はこれまで、認知症や認知症である者を正しく理解し、認知症とともに区民がいつまでも安心して暮らせるまちを目指し、認知症に関する様々な施策を展開してきた。

イ 国は令和６年１月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」を施行し、各自治体の認知症施策推進計画の策定を努力義務化した。

ウ 区は令和８年４月、基本計画のテーマ『やりたいことが叶うまち』実現のため、「足立区認知症とともにいつまでもこのまちで条例」を施行した。

エ 条例で示した、認知症になっても「やりたいこと」を諦めずに挑戦する意欲を持つことができるまち、本人や家族等も安心して住み続けられるまちを目指し、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するため、足立区認知症施策推進計画を策定する。

※ 条例については、別頁で特集し詳説する。

2 計画の位置づけ

（１）本計画は、認知症基本法及び国や都の認知症施策推進基本計画を踏まえた、区における認知症施策の基本的な方向性を示す計画とする。

（２）区の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画との整合を図りながら、福祉、保健、医療、地域づくり、権利擁護、見守り、社会参加等の関連施策を一体的に推進する。

3 計画の進捗管理

- (1) 計画期間中は、各施策の実施状況及び評価指標の達成状況を定期的に確認する。
- (2) 計画の進捗管理にあたっては、事業実績だけでなく、認知症の人、家族等、地域関係者、医療・介護・福祉関係者、学識経験者等の意見を聴取する。
- (3) また、足立区地域包括ケアシステム推進会議（認知症施策推進部会）に年度ごとの各施策の実施状況及び評価指標の達成状況を報告し、指標への達成度合いを評価する。

4 計画期間

- (1) 計画期間は6年間とする。
- (2) 5年周期で策定される国及び都の計画や社会状況の変化を踏まえ、適宜必要な見直しを行う。

第2章 認知症を取り巻く現状と課題

1 人口・世帯の状況

足立区における高齢者数・高齢世帯数等のデータを掲載し、現状整理を行う。

2 認知症の人等の推計

高齢福祉計画で用いる今後の人口推計値を活用し、認知症の人等の推計を実施する（認知症の人及び軽度認知障害が疑われる人がどれだけ増加するかを示す見込み）。

3 認知症に対する考え方及び施策の変化

国、東京都及び足立区について、約20年前と現在の認知症に対する考え方、施策の重点及び本人の位置づけの変化を表1・表2のような観点で掲載する。

表1 価値観やライフスタイル及び本人・家族を取り巻く状況の変化

区分	国	東京都	足立区
約 20 年前	同居家族が介護を担う割合が高く、家族による介護を前提とする傾向がみられた。 また、本人は保護や支援を受ける側として捉えられることが多かった。	家族による在宅介護を支える相談、医療、介護サービスの充実が主な課題とされていた。	平成 18 年の高齢化率は 19.6%であり、本人を同居家族が支える世帯も多かったと考えられる。 一方、当時の本人・家族の声を現在と同じ方法で把握した資料は限られている。
現在	単身世帯、高齢者のみ世帯、老老介護及び仕事と介護を両立する世帯が増えている。 本人の意思や希望、社会参加を尊重する考え方が重視されている。	世帯構成や家族関係が多様化し、本人の社会参加、家族の就労継続、地域とのつながり等を含めた支援が求められている。	令和 8 年の高齢化率は 25.2%となっている。 単身高齢者等の増加を踏まえ、本人・家族が地域から孤立しないための支援が必要となっている。
計画に 反映する 視点	家族がいることを前提としない支援と、本人の意思や希望を起点とする支援が必要である。	医療・介護だけでなく、住まい、就労、社会参加及び家族の生活を含めて支援する必要がある。	区の調査及びヒアリングから本人・家族の生の声を掲載し、それぞれの不安に応じた施策につなげる。

表2 認知症に対する考え方及び施策の変化

区分	国	東京都	足立区
約 20 年前	「痴呆」から「認知症」への用語変更が行われ、認知症に関する正しい理解、早期発見及び家族介護者への支援が重視され始めた。	認知症の人と家族を地域で支える仕組みづくりや、医療・介護の連携に関する検討が進められた。	地域包括支援センターを中心とした相談支援や、介護保険サービス等を通じた本人・家族への支援を進めていた。
現在	認知症基本法及び国の基本計画において、本人の意思、社会参加、権利利益の保護等を重視する「新しい認知症観」が示されている。	本人の社会参加、地域での安心した暮らし、早期診断・早期支援、適切な医療・介護の提供等を一体的に推進している。	条例に基づき、本人の「やりたいこと」の実現、本人・家族の安心、社会参加等を重視した施策を進めようとしている。
計画に 反映する 視点	本人を支援される対象としてだけでなく、希望を持って暮らせる生活者としての施策を構築する。	東京都や医療機関等と連携し、身近な地域で相談から生活支援までつながる体制を整備する。	本人の希望を具体的に実現する支援と、家族自身を支える施策を明確にする。

※ 国、東京都及び足立区の計画、統計資料等を基に作成する。

4 本人・家族等の声から見える課題

- (1) 「足立区高齢者等実態調査」における区民対象調査（① 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、② 高齢者単身世帯実態調査、③ 要介護認定者実態調査、④ 在宅介護実態調査、⑤ 第2号被保険者調査）より、認知症に関連する設問の調査結果を掲載。
- (2) 本人や家族等から伺った不安や希望の声から見える課題を掲載。

【コラム案】認知症とともに暮らすための見通し

認知症とともに暮らす本人及び家族の実際の生活や工夫を紹介し、「こういう生き方がある」という具体的な見通しを示す。

第3章 計画の基本理念・目標

1 計画策定の基本的な考え方

- (1) 本計画は、これまで区が実施している認知症施策を整理し、区が目指す大きな方向性は維持しつつも、取り組みを加速させるための具体的な推進計画を示すものとする。
- (2) 「新しい認知症観」に基づき、認知症の人を単に「支援される対象」として捉えるのではなく、地域の中で自分らしく暮らし、希望や力を発揮できる存在として捉える。

2 基本理念・目標・成果指標

「足立区認知症とともにいつまでもこのまちで条例」を基に、認知症施策推進計画の基本理念・目標を定める。

(1) 基本理念

認知症になっても「やりたいこと」を諦めずに挑戦する意欲を持つことができるまち、そしてその家族等も安心して住み続けられるまちの実現。

(2) 目標（基本理念実現のため、3つの目標を設定）

目標 1 認知症の人の想いの発信・社会参加の機会を確保し、やりたいことへの挑戦につなげる。（条例前文、第3条－1）

目標 2 認知症を理解し、区民一人ひとりがお互いの人格や個性を尊重し、地域で支え合う。（第3条－2、3、5）

目標 3 本人、家族等をはじめとした区民が認知症に早期に気づき、適切な支援につながる。（第3条－4）

(3) 成果指標について

各施策について、取組状況や成果を把握するための活動指標と成果指標を設定する。成果指標は、本人・家族の安心感、地域の理解、相談・支援へのつながり、本人参画の状況等を把握できるものとする。

第4章 施策の展開

1 基本目標とそれに紐づく施策の展開

(1) 条例で掲げた理念を達成するため、3つの目標に関連する施策を一覧表に記載

(2) 本計画では、本人・家族支援を重点に施策を進めるため、本人家族を中心に据えた施策関係を図で示したものを掲載

(3) **目標 1** 認知症の人の想いの発信・社会参加の機会を確保し、やりたいことへの挑戦につなげる。（条例前文、第3条－1）

ア 施策の方向性

認知症の人本人の意思や希望を尊重し、診断後も地域の中で孤立せず、仲間とつながり、社会参加や日常生活を継続できる支援を充実する。特に、本人・家族のピアサポート体制の構築を重点的に進める。

(4) **目標 2** 認知症を理解し、区民一人ひとりがお互いの人格や個性を尊重し、地域で支え合う。（第3条－2、3、5）

ア 施策の方向性

認知症に関する正しい知識と理解を広げ、地域住民、事業者、学校、関係機関等が認知症を自分ごととして捉え、本人と家族を地域で支える仕組みを強化する。

- (5) **目標3** 本人、家族等をはじめとした区民が認知症に早期に気づき、適切な支援につながる。(第3条-4)

ア 施策の方向性

認知症の早期の気づきから相談、受診、診断後支援、生活支援まで切れ目なくつなぐ。本人や家族が不安を抱え込まず、必要な時に適切な支援につなげられる体制を整備する。

【コラム案】認知症になったら使えるサービス

実際に認知症になった際の不安を軽減するため、認知症になったら受けられる医療・介護・権利擁護のサービス等を紹介する。

第5章 資料編

以下の内容を資料編として掲載予定

- ① 「足立区認知症とともにいつまでもこのまちで条例」全文
- ② 計画策定経過・関係会議・検討体制 等

厚生委員会報告資料

令和8年10月8日

件名	足立区地域包括支援センター西新井本町における現受託法人からの業務委託契約の終了の申し出および後任受託法人の選定について
所管部課名	福祉部 高齢者施策推進室 高齢者はつらつ支援課
内容	地域包括支援センター（以下、「ホウカツ」という。）西新井本町を受託する法人との業務委託契約が、令和8年度の途中で終了する見込みとなったため、後任の受託法人を以下のとおり選定していく。 1 受託法人申し出内容 （1）令和8年8月4日時点 法人全体の事業見直しを検討してきた結果、事業規模の適正化を図るため、法人として今年度末の契約終了判断を行った。 ※ 受託法人より、令和8年度末をもって当該事業より撤退する旨の申し入れ書を受けた。 （2）令和8年9月18日時点 退職者が出たことにより、相談業務に関われる人員が不足する状況が予測される。法人本部として、現場の改善を試みているが、是正に至っていない。 2 業務名 足立区地域包括支援センター事業業務委託 （対象：ホウカツ西新井本町） （現受託法人：医療法人社団 八葉会） 3 業務目的・内容 65歳からの健康・介護に関する相談窓口として、介護保険法に定める、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する業務の委託。 4 受託候補事業者選定方法 介護保険法に基づく業務委託評価の結果が上位、および近隣でホウカツを運営する、当該地域を熟知した法人から受託可能な法人を1者選定し、特命随意契約を締結する。 5 選定方法を選択した理由 現受託法人が撤退を申し入れた際は、公募型プロポーザルによる後任法人の選定を行うことが基本だが、事業者選定に時間がかかる。 地域住民に福祉サービスの空白の時間を発生させることがあってはならないため、年度途中で既存法人が契約終了となる当該案件は、速やかに後任法人を選定し、地域住民に丁寧な説明をする必要があるため。

6 業務委託期間

(1) 令和9年1月1日から令和9年3月31日まで

(2) 令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

※ ホウカツ事業は、3か月間のみの運営想定は難しく、令和9年度も引き続き、受託法人に特命随意契約をすることが望ましいため。

※ 今後、各年度に実施する介護保険法に基づく業務委託評価結果の3か年の平均をもとに、プロポーザル対象順番を定めていく。

(最速で、令和12年度にプロポーザルの対象となる。)

7 今後のスケジュール（予定）

(1) 令和8年10月中旬 受託候補法人にホウカツ業務受託意向確認

(2) 令和8年11月上旬 受託希望を受け法人を決定

(3) 令和8年11月中旬 町会自治会、民生委員、関係機関への説明

(4) 令和8年11月下旬 現受託法人から新法人への引継ぎ期間

(5) 令和9年1月～ 新法人による委託事業開始

(前受託者事務所で運営開始)

(6) 令和9年1月～3月 新事務所設置準備

(7) 令和9年4月～ 新法人が新事務所にて事業開始

8 その他

(1) 年度途中で受託法人が変更となるため、業務に支障が出ないように現在の受託法人から引継ぎの徹底を指示する。

(2) あだち広報、ホームページによる情報発信や、担当地域内の町会・自治会への丁寧な説明に加え、回覧板、掲示板の活用等により、区民への周知徹底を図っていく。

厚生委員会報告資料

令和8年10月8日

件名	足立区高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画策定に伴う中間報告について																																		
所管部課名	福祉部 高齢者施策推進室 介護保険課、高齢福祉課、 高齢者はつつ支援課、医療介護連携課																																		
内容	令和9年度から11年度までを計画期間とする「足立区高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画 中間報告」（以下「中間報告」という。）がまとまったので報告する。 1 主な内容 <table><tr><td>第1章</td><td>足立区地域包括ケアシステム 足立区における地域包括ケアシステムの考え方と、それを実現するための役割等を記載。</td></tr><tr><td>第2章</td><td>高齢者保健福祉計画の概要 計画策定の目的や位置付け等を記載。</td></tr><tr><td>第3章</td><td>区の現状 足立区の人口の現状と推計、第9期計画における成果指標（令和7年度実績）や高齢者等実態調査の結果から見えてきた今後の課題等を記載。</td></tr><tr><td>第4章</td><td>高齢者保健福祉計画の基本理念と施策 基本理念、基本施策ごとの取組方針・重点施策等を記載。</td></tr><tr><td>第5章</td><td>第10期介護保険事業計画 今後のサービス利用者数や施設整備計画等から3か年の給付費を推計し、第10期介護保険料を検討案として提示。</td></tr></table> 第9期保険料基準額 6,750 円 ⇒ 第10期保険料基準額（案） 7,230 円～7,700 円 2 今後の予定 （1）公聴会（※）を7回開催【あだち広報9月25日号に掲載】 <table><tr><td></td><td>日時</td><td>会場</td></tr><tr><td>①</td><td>10月20日(火)19時～</td><td>佐野地域学習センター 第1・第2学習室</td></tr><tr><td>②</td><td>10月21日(水)14時～</td><td>舎人地域学習センター 第1・第2学習室</td></tr><tr><td>③</td><td>10月23日(金)14時～</td><td>保塚地域学習センター 第1・第2学習室</td></tr><tr><td>④</td><td>10月24日(土)14時～</td><td>すこやかプラザ あだち 大研修室 N</td></tr><tr><td>⑤</td><td>10月26日(月)19時～</td><td>生涯学習センター 研修室1</td></tr><tr><td>⑥</td><td>10月28日(水)19時～</td><td>梅田地域学習センター 第1学習室</td></tr><tr><td>⑦</td><td>10月31日(土)14時～</td><td>勤労福祉会館 第2洋室</td></tr></table> ※ 介護保険料基準額など区民生活に影響するところの大きい本計画について、直接、区民の方などから意見を聴く会のこと。	第1章	足立区地域包括ケアシステム 足立区における地域包括ケアシステムの考え方と、それを実現するための役割等を記載。	第2章	高齢者保健福祉計画の概要 計画策定の目的や位置付け等を記載。	第3章	区の現状 足立区の人口の現状と推計、第9期計画における成果指標（令和7年度実績）や高齢者等実態調査の結果から見えてきた今後の課題等を記載。	第4章	高齢者保健福祉計画の基本理念と施策 基本理念、基本施策ごとの取組方針・重点施策等を記載。	第5章	第10期介護保険事業計画 今後のサービス利用者数や施設整備計画等から3か年の給付費を推計し、第10期介護保険料を検討案として提示。		日時	会場	①	10月20日(火)19時～	佐野地域学習センター 第1・第2学習室	②	10月21日(水)14時～	舎人地域学習センター 第1・第2学習室	③	10月23日(金)14時～	保塚地域学習センター 第1・第2学習室	④	10月24日(土)14時～	すこやかプラザ あだち 大研修室 N	⑤	10月26日(月)19時～	生涯学習センター 研修室1	⑥	10月28日(水)19時～	梅田地域学習センター 第1学習室	⑦	10月31日(土)14時～	勤労福祉会館 第2洋室
第1章	足立区地域包括ケアシステム 足立区における地域包括ケアシステムの考え方と、それを実現するための役割等を記載。																																		
第2章	高齢者保健福祉計画の概要 計画策定の目的や位置付け等を記載。																																		
第3章	区の現状 足立区の人口の現状と推計、第9期計画における成果指標（令和7年度実績）や高齢者等実態調査の結果から見えてきた今後の課題等を記載。																																		
第4章	高齢者保健福祉計画の基本理念と施策 基本理念、基本施策ごとの取組方針・重点施策等を記載。																																		
第5章	第10期介護保険事業計画 今後のサービス利用者数や施設整備計画等から3か年の給付費を推計し、第10期介護保険料を検討案として提示。																																		
	日時	会場																																	
①	10月20日(火)19時～	佐野地域学習センター 第1・第2学習室																																	
②	10月21日(水)14時～	舎人地域学習センター 第1・第2学習室																																	
③	10月23日(金)14時～	保塚地域学習センター 第1・第2学習室																																	
④	10月24日(土)14時～	すこやかプラザ あだち 大研修室 N																																	
⑤	10月26日(月)19時～	生涯学習センター 研修室1																																	
⑥	10月28日(水)19時～	梅田地域学習センター 第1学習室																																	
⑦	10月31日(土)14時～	勤労福祉会館 第2洋室																																	

(2) パブリックコメントの実施【あだち広報 9 月 25 日号に掲載】

実施期間 10 月 16 日（金）～11 月 16 日（月）

(3) 令和 9 年 3 月、本計画の策定

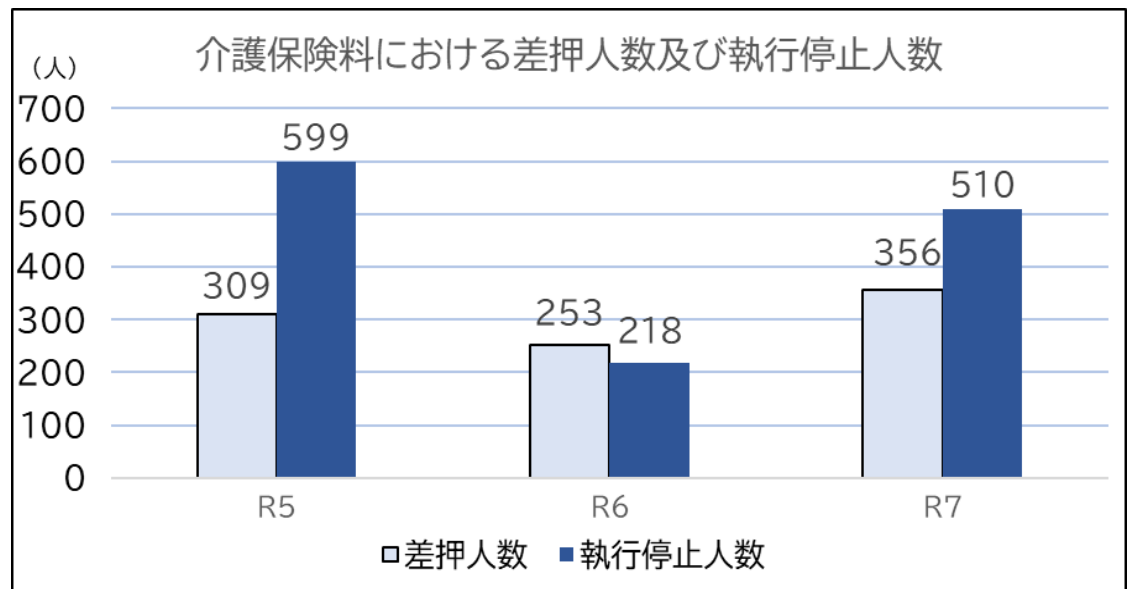
3 今後の方針

この中間報告は現段階での考え方を提示するものである。今後、区民の方などからの意見や厚生労働省の通知内容を検討し、本計画を策定する。

厚生委員会報告資料

令和8年10月8日

件 名	令和 7 年度の介護保険料の収納率及び差押人数・金額等について																			
所管部課名	福祉部 高齢者施策推進室 介護保険課																			
内 容	令和 7 年度介護保険料の収納率、差押人数等について以下のとおり報告する。																			
	1 収納率 現年度対策を重視し、滞納させないための取組みや初期滞納者への早期対応を行い、90%後半の高い収納率を維持している。																			
	(1) 総合収納率（現年及び滞納繰越分）																			
	<table><tr><td></td><td>令和 5 年度</td><td>令和 6 年度 (前年度差 P)</td><td>令和 7 年度 (前年度差 P)</td></tr><tr><td>収納率 (%)</td><td>97.20</td><td>97.56 (+0.36P)</td><td>97.69 (+0.13P)</td></tr></table>		令和 5 年度	令和 6 年度 (前年度差 P)	令和 7 年度 (前年度差 P)	収納率 (%)	97.20	97.56 (+0.36P)	97.69 (+0.13P)											
		令和 5 年度	令和 6 年度 (前年度差 P)	令和 7 年度 (前年度差 P)																
収納率 (%)	97.20	97.56 (+0.36P)	97.69 (+0.13P)																	
(%) 介護保険料の収納率推移 <table><caption>介護保険料の収納率推移データ</caption><tr><th>年度</th><th>収納率 (%)</th></tr><tr><td>R5</td><td>97.20</td></tr><tr><td>R6</td><td>97.56</td></tr><tr><td>R7</td><td>97.69</td></tr></table>	年度	収納率 (%)	R5	97.20	R6	97.56	R7	97.69												
年度	収納率 (%)																			
R5	97.20																			
R6	97.56																			
R7	97.69																			
2 差押人数等 (1) 再三の督促・催告を行っても介護保険料の納付がない滞納者に対し、法令に基づき財産調査を行い、差押えや執行停止等を実施している。 差押後の一括納付等により差押解除をしている場合や差押債権額が差押金額を下回る場合があるため、差押金額と充当金額の差異が生じる。																				
<table><tr><td></td><td>差押人数 (人)</td><td>差押金額 (千円) (※ 1)</td><td>充当金額 (千円) (※ 2)</td><td>執行停止人数 (人) (※3)</td></tr><tr><td>令和5年度</td><td>309</td><td>26,541</td><td>16,158</td><td>599</td></tr><tr><td>令和6年度</td><td>253</td><td>25,059</td><td>13,057</td><td>218</td></tr><tr><td>令和7年度</td><td>356</td><td>38,424</td><td>17,164</td><td>510</td></tr></table> ※ 1 差押時点での滞納額の合計 ※ 2 実際に取立てた金額の合計 ※ 3 財産がないなどの場合で滞納処分を停止し、不納欠損を行った人の合計		差押人数 (人)	差押金額 (千円) (※ 1)	充当金額 (千円) (※ 2)	執行停止人数 (人) (※3)	令和5年度	309	26,541	16,158	599	令和6年度	253	25,059	13,057	218	令和7年度	356	38,424	17,164	510
	差押人数 (人)	差押金額 (千円) (※ 1)	充当金額 (千円) (※ 2)	執行停止人数 (人) (※3)																
令和5年度	309	26,541	16,158	599																
令和6年度	253	25,059	13,057	218																
令和7年度	356	38,424	17,164	510																



- (2) 差押えと執行停止を行うことで、差押えによる徴収金によって安定的な保険料の確保が見込めるだけでなく、徴収が可能な債権の適切な管理が可能となり、収納率向上に寄与する。

令和7年度の未収納額は282,686千円

(令和6年度286,990千円)

3 今後の方針

- (1) 財産がある滞納者に対しては、財産調査により判明した財産を着実に差し押さえるなど、適切な対応をしていく。
- (2) 生活困窮等で納付が困難な滞納者に対しては、個々の生活状況を勘案し分割納付の提案をするなど、滞納者に寄り添った丁寧な対応をしていく。

厚生委員会報告資料

令和8年10月8日

件名	「生活保護相談における窓口対応の検証」及び「相談窓口の録音」に関する再検証の答申に対する検討について		
所管部課名	福祉部 足立福祉事務所 生活支援推進課		
内 容	令和8年4月15日開会の厚生委員会にて報告した「生活保護相談における窓口対応の検証」及び「相談窓口の録音」に関する再検証の答申において、区長の附属機関である足立区生活保護適正実施協議会（以下「協議会」という。）から受けた再発防止策・改善策の提言に対する区の対応を検討したため報告する。		
	1 協議会の提言と区の対応		
	(1) 生活保護相談における窓口対応		
		協議会の提言	区の対応
	1	生活保護法、実施要領、都事例集、生活保護に関する裁判例などについての研修を徹底するべきである。	毎年実施する相談員向けの研修に、生活保護法、実施要領、都事例集、生活保護に関する裁判例などを組み入れ、規範の遵守を徹底する。
2	支援者の役割について、謙虚になるべきである。	相談者に力を与える支援者を受け入れる一方、「貧困ビジネス」等の悪質な自称「支援者」には厳しい態度で臨む（マニュアルに記載）。	
3	苦情窓口を整え、正確な法律上の知見に従った対応ができるようにすべきである。	(別紙フロー図参照) ① 苦情窓口として、区民の声を案内する。 ② 苦情に繋がった内容について、福祉事務所長が生活保護手帳、東京都運用事例集等で法的根拠を確認。法令違反の可能性が高いものは、顧問弁護士に相談。区長・副区長に結果を報告し、対応を検討する。 ③ ②の生活保護手帳、東京都運用事例集等による判断が困難	

			な場合、福祉事務所長は副区長、福祉部長に相談し、以下のとおり対応する。 〈法令違反の可能性があると判断した場合〉 顧問弁護士に相談の上、区長・副区長へ結果を報告し、対応を検討する。 〈服務規律違反の可能性があると判断した場合〉 人事課（弁護士相談含む）・コンプライアンス推進担当課と連携して対応し、調査結果を区長・副区長へ報告し、処分や改善策を検討する。	① 地方自治法に基づき設置された附属機関である当該協議会の調査のために、区が保有する個人情報を利用提供する場合には、「個人情報の保護に関する法律」（以下、「法」という。）に基づき適正に行わなければならない。協議会の調査権限もそれを超えることはできない。そのため、守秘義務の一層の整備も不要である（現行のまま）。 ② 今回の検証において、区が保有する個人情報の利用提供については、法に基づき、その調査のために必要な限度で実施したと考えているが、今後検証を実施する場合には、より一層慎重に検討を行い、法や法のガイドライン等に基づき、可能な限りの情報提供等に努める。
	4		検証チーム（協議会検証部会）に対し、プライバシー情報にも踏み込むことができる明確な調査権限を与え、守秘義務も一層整備することが望ましい。	

(2) 相談窓口の録音

協議会の提言	区への対応
① 相談者の録音について、より自由に行えるようにすることが必要である。	① 相談者の録音 現状どおり申出により録音可能とする。他の相談ブースの音声等個人情報が録音される可能性があるため、「申出必要」を強調して表示する。
② 福祉事務所側の録音は、録音やデータ管理の能力不足等があり、データ管理等にかかる体制等の条件が整わないものとみられる。	② 福祉事務所の録音 水掛け論防止のため、相談者が申出により録音する場合は、職員側も録音する。 ③ 録音対象 原則、生活保護申請前の生活相談とする。 ※ 水際問題が生じる可能性がある相談

ア 実施時期

要綱やシステム等の整備を行い、年度内を目途に実施する。

イ 録音に関する課題と対応策

(ア) 相談ブースの遮音性

建築基準法上、完全に密閉されておらず、遮音性が低い環境になっている。録音の際は、隣のブースは使用しない等の運用を行いながら、遮音性のある効果音活用等の検討を年度内を目途に進める。

(イ) 録音データの保存方法

生活保護システムを活用した保存を検討する。

(ウ) 保存年限の設定

他の生活保護関係資料や面接記録票（相談記録）と同様に、保存年限は5年とする。

(エ) 録音対象の拡大

生活相談全般、母子相談、受給者との面談・訪問、電話相談の録音については、将来の課題として検討していく。

2 今後の方針

再発防止策・改善策を速やかに実施し、相談者や生活保護受給者一人ひとりに寄り添った支援を行い、生活保護制度の適正な運用に努めていく。

生活保護相談における 苦情窓口について

